

国民健康保険にご加入の皆さん

申・問/保険年金課 ☎463-0283

- 健康まもるくん



国民健康保険に加入するとき

- 転入したとき(他市町村の国民健康保険に加入 していた場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 生活保護を受けなくなったとき
- 被扶養者の方が扶養を外れたとき

国民健康保険をやめるとき

- 他市町村へ転出したとき
- 職場の健康保険などへ加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳 になって対象となるときは届け出不要)
- ※手続きは、14日以内に届け出てください。



🦭 (平成31年度における、保険税の一世) 🥙 帯あたりの最高限度額が変わります

改正前…合計89万円

内訳:医療保険分…54万円

後期高齢者支援金等分…19万円

介護保険分…16万円

改正後…合計93万円

内訳:医療保険分…58万円

後期高齢者支援金等分…19万円

介護保険分…16万円



🥙 (国民健康保険高齢受給者証を郵送します



7月下旬に世帯主の方に郵送します。発効期日 から使用することができますので、医療機関など にかかるときは、国民健康保険被保険者証(保険証) と一緒に提示してください。

有効期限の切れた高齢受給者証をお持ちの方は、 保険年金課までお返しいただくか、ご自分で廃棄 してください。

※高齢受給者証は、70歳の誕生月の翌月(誕生日 が1日の方は誕生月)から使用できます。新たに 該当する方には随時郵送します。



(高額療養費の自己負担限度額)



同じ診療月に支払った医療費が限度額を超えた 場合は、超えた分について通知をしますので、申 請することで払い戻されます。また、「限度額(減額) 適用認定証」の交付を受け医療機関に提示するこ とで、医療機関での精算時に負担を軽減すること ができます。



🦭 非自発的失業者に対する保険税の軽 減措置があります



平成21年3月31日以降に離職した方で、雇用 保険の特定受給資格者または、特定理由離職者と して求職者給付を受ける方は、申請により軽減が 受けられる場合があります。

該当の方は、前年の給与所得を100分の30とし て保険税が算出されます(離職から最長で2年度 間有効)。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・ 22.23.31.32.33.34に該当する方が対象です。

申込時に必要なもの/雇用保険受給資格者証・本 人確認の出来るもの



(保険税の軽減措置が拡大されます)



政令等の一部改正により、平成31年4月1日から別表①のとおり5割・2割軽減判定所得が変更されまし た。軽減措置を受けるための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯内の被保険者が住民税等の申告をし ていることが条件となります。

別表① 軽減判定所得の基準額

	改正前基準額(平成30年度)	改正後基準額(平成31年度)
5割軽減	33万円+27万5千円×被保険者数	33万円+ 28万 円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+ 51万 円×被保険者数

後期高齢者医療保険にご加入の皆さん

(P)

申·**問**/保険年金課 **☎**463-1928



基準収入額適用申請

病院等の窓口で支払う自己負担の割合が3割と 判定された方でも、前年の収入の合計額が、基準 収入額未満の方は1割負担に変更できる場合があ ります。該当された方には、基準収入額適用申請 書を郵送しますので申請してください。



限度額適用認定証等

限度額適用認定証等は、入院や高額な外来診療 の際に提示すると、支払い額が自己負担限度額ま でとなります。

すでに限度額適用認定証等をお持ちの方で、次 の所得区分に該当した場合は、新しい認定証を7 月下旬までに発送します。

なお、新しく認定証の交付を希望される方は、 申請が必要です。

【限度額認定証等を発行できる所得区分】

- ①1割の被保険者証をお使いの方のうち、所得区 分が低所得Ⅰ・Ⅱ(同じ世帯の全員が住民税非 課税)の方
- ②3割の被保険者証をお使いの方のうち、所得区 分が現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方



新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送します

被保険者証の有効期限が到来するため、新しい 被保険者証を7月中旬に簡易書留で送付します。 記載内容に間違いがないか確認のうえ、8月1日 以降にご使用ください。有効期限の切れた被保険 者証をお持ちの方は、保険年金課までお返しいた だくか、お手数ですがご自分で廃棄してください。



(保険料の軽減措置が拡大されます

平成31年4月から別表①のとおり5割・2割軽 減判定所得が変更されました。軽減措置を受ける ための申請は不要ですが、世帯主および同一世帯 内の被保険者が住民税等の申告をしていることが 条件となります。

※詳しくは、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度の てびき」・「75歳以上で年金が80万円以下の皆様へ」や納入 通知書等に同封の「保険料のしおり」をご覧ください。



(保険料の均等割額の軽減割合が変わります)



(C)

本来7割軽減の対象の方は、これまで軽減特例措置として均等割額の9割または8.5割が軽減されてきま したが、段階的に軽減特例措置が別表②のとおり縮小・廃止されることとなりました。また、被用者保険の 被扶養者であった方は、均等割額は引き続き5割が軽減されますが、今年度以降は加入後2年を経過する月 までが5割軽減となります。なお、所得割額は引き続きかかりません。

別表② 均等割額の軽減割合

同一世帯内の被保険者およ	均等割額の軽減割合					
び世帯主の総所得金額等の 合計額	本来の 軽減割合	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
33万円以下		8.5割	8.5割	7.75割	7割	
うち、同一世帯内の被保険 者全員が年金収入80万円以 下(他の各種所得なし)	7割	9割	8割	フ割		